

沼津市 AED ステーション登録制度実施要領

(目的)

第1条 沼津市民や沼津市を訪れた人が安心して過ごせるまちづくりの推進に資するため、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し、重篤な傷病者が発生した際に貸し出しなどを行い、迅速な救命手当が行える態勢を整えている事業所を沼津市が登録し広く市民に周知することにより、AEDの使用に関する理解を深めるとともに、救命率の向上及び救急体制の強化を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 市長は、市内に所在する事業所であって、次に掲げる要件に適合するものを、沼津市 AED ステーション（以下「ステーション」という。）として登録することができる。

- (1)事業所の所在する敷地内に AED を設置していること。
- (2)事業所の所在する敷地内及びその近辺で重篤な傷病者（事業所に所属する者は除く。）が発生した際に、貸し出しが可能な状況を整えていること。

(申請)

第3条 ステーションとして登録を受けようとするものは、沼津市 AED ステーション登録申請書（第1号様式）を、市長に提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、登録申請書及び必要に応じて行う実地調査により、第2条に定める要件に適合するか否かを審査しなければならない。

(標章の交付等)

第5条 市長は、第2条の登録を行ったときは、沼津市 AED ステーション登録決定通知書（第2号様式）とともに標章をステーションに交付するものとする。

- 2 市長は、ステーションについて、市のホームページや広報紙等により広く周知するとともに、ステーションに対し、AEDに係る情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(登録の有効期限等)

第6条 登録の有効期限は、登録申請した日が属する月の翌月1日から登録を受けたステーションが廃止の申し出をした日までとする。

(変更の届出)

第7条 ステーションは第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、沼津市 AED ステーション変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、登録したステーションが次の事項にあてはまるとき、登録を取り消すことができる。

- (1)ステーションが、第2条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (2)その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、沼津市 AED ステーション登録取消通知書（第4号様式）により、当該ステーションに通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに標章を返還しなければならない。

(市の責務)

第9条 市長は、ステーションが第2条に規定する AED の貸し出しを行った際に使用した消耗品（パッド及びレスキューセットに限る。）を補充する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年12月10日から施行する。